

市・都民税 (住民税)、所得税の期限内の申告を

申告期間は2月17日(月)～3月17日(月)

市・都民税の申告相談は事前予約制

問い合わせ

▷市・都民税＝市民税課市民税係（〒184-8504 住所不要・市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9819）
▷所得税＝武蔵野税務署（〒180-8522武蔵野市 吉祥寺本町3-27-1 ☎0422-53-1311）

市・都民税の申告は市の市民税課で、所得税および復興特別所得税（以下所得税）の確定申告は武蔵野税務署で、それぞれ受け付けます。なお、作成済みの所得税の確定申告書は、申告期間中に限り、市民税課でもお預かりします。（過年分はお預かりできません）

今年から確定申告書の控用には仮收受印は押印しません。

01 市・都民税 (住民税) の申告は市役所へ



【郵送での申告にご協力を】

記入済みの申告書は、郵送での提出をお願いします。なお、非課税所得のみの方または収入が無かった方は、市ホームページからも申告ができます。

■市・都民税申告書封筒の表に「市・都民税申告書在中」と明記し、市民税課へ

【市・都民税の申告相談（事前予約制）】

今年から市・都民税の申告相談は事前予約制となります。詳細は、市ホームページ

ページをご覧ください。

■申告相談受付日 2月17日(月)～3月17日(月)（土曜・日曜・祝日は除く）

※3月2日(日)のみ午前9時～午後1時に臨時開庁します

※相談は一人15分

所市役所第二庁舎3階301会議室

他所得税の確定申告の相談はできません

申相談希望日の前日午後1時までに、市申込フォームまたは電話で市民税課へ

CHECK

申告相談に必要なもの

- ▷マイナンバーカード
- ※お持ちでない方は、マイナンバー通知カードと運転免許証等の公的機関が発行した顔写真付きの身分証明（健康保険証等顔写真がついていないものは2点。健康保険証の写しを添付する場合は、被保険者等の記号・番号を消してください）
- ▷申告書
- ▷令和6年中の所得（収入）に関する書類
- ▷所得金額を算出する際に使用した収入および経費を証明できる書類
- ▷令和6年中の控除に関する書類



02 所得税の確定申告は税務署で

武蔵野税務署では2月17日(月)～3月17日(月)（土曜・日曜・祝日を除く）および3月2日(日)の午前8時30分～午後4時で申告会場を開設します。

郵送の場合は、確定申告書封筒の表に「確定申告書在中」と明記し、武蔵野税務署へ申告書の正本（提出用）のみを送付してください。

▷税務署内の駐車場は利用できません

▷申告会場では、混雑回避のために入場整理券を配付します。入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手できます

CHECK

医療費控除を受ける方へ

医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」の添付が必要です。領収書の添付では医療費控除は受けられませんのでご注意ください。

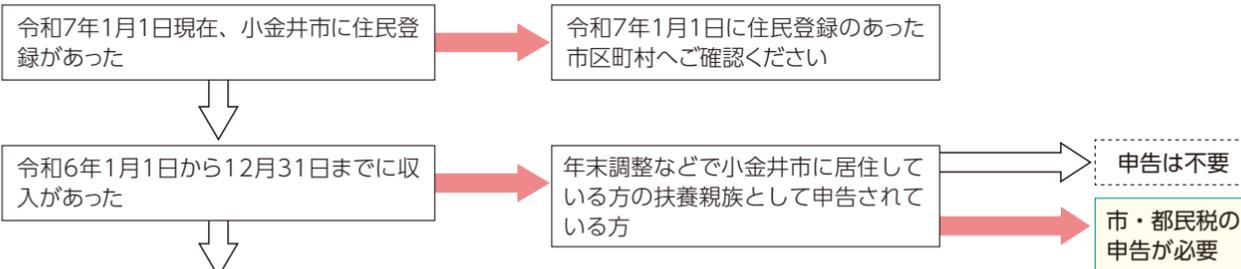
※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります



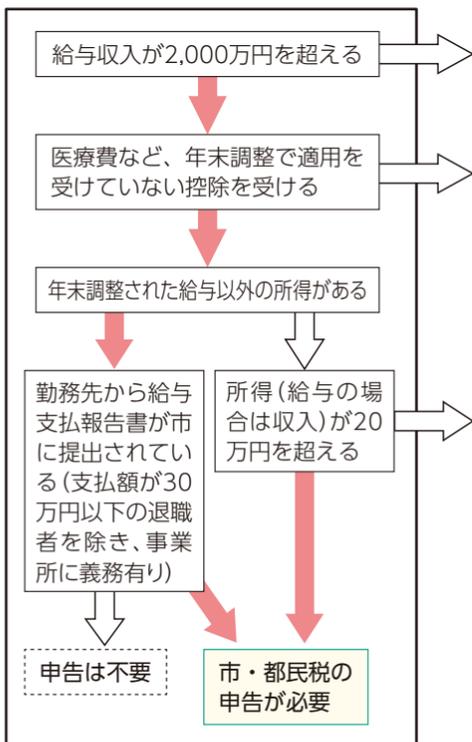
申告チャート

※一部このフローチャートに当てはまらない方もいます

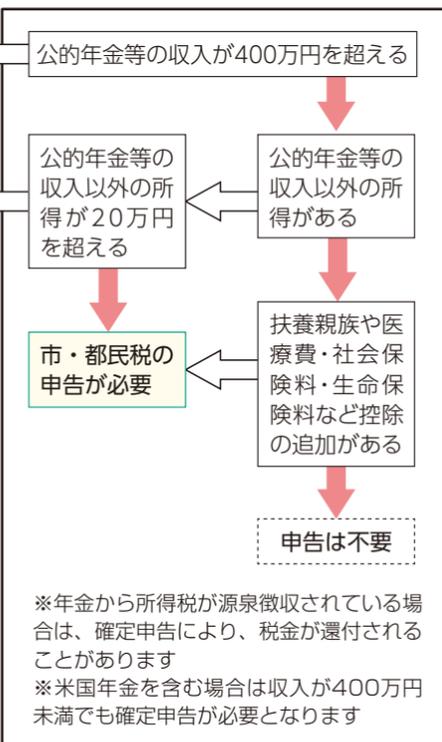
← はい
← いいえ



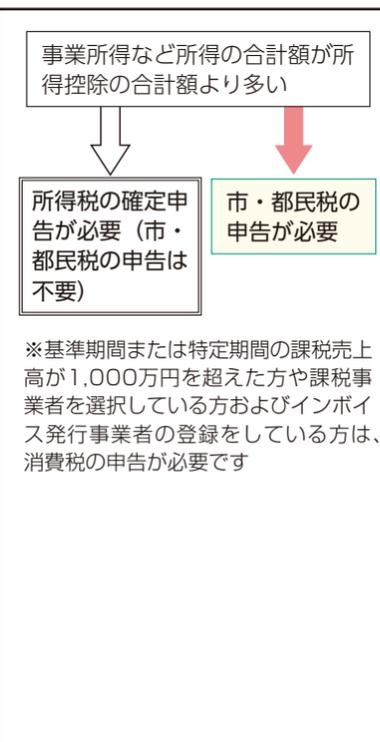
①給与が主な収入の方



②公的年金等が主な収入の方



③個人事業者の方



①～③以外で申告が必要な方

